

## 厚狭川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、厚狭川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限、規模及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする漁法は、それぞれイ欄の漁具・漁法、ウ欄の規模、エ欄の期間内でなければ行ってはならない。

ア 水産動物名	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 期 間
あゆ	たも網	たも網の口径は1m以内	6月1日から 12月31日まで
	竿釣・投網		
こい・ふな・ はや	たも網	たも網の口径は1m以内	周年
	竿釣・投網		
うなぎ	竹籠	使用籠数は1人5個以内	周年
	竿釣・手釣		

かに	竿	使用竿数は1人5個以内	10月1日から 翌年3月31日まで
	手釣		

2 次に掲げる漁具、漁法は全面禁止とする。

刺網、建網、ヤナ

3 前2項の公表はこの組合及びこの組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表するものとする。

#### (禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中はウ欄に掲げる漁具・漁法により遊漁を行ってはならない。

ア区域	イ期間	ウ漁業の方法
山陽本線鉄橋（広瀬）より上流厚狭新橋の間と 厚狭川と伊佐川の合流点より伊佐川の上流相 川橋までの区域	周年	投網
石束川口と対岸を結んだ線から下流厚狭新橋 までの区域	5月1日から 8月31日まで	投網
	9月1日から 11月30日まで	全漁法
石束川口と対岸を結んだ線から上流美祢線第一 橋梁（松ヶ瀬）までの区域	5月1日から 8月31日まで	投網

#### (全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい	全長 20センチメートル以下
うなぎ	全長 20センチメートル以下
ふな・はや	全長 10センチメートル以下
かに	甲長 5センチメートル以下

#### (遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとにイ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄に掲げる期間により、エ欄に掲げる金額を組合に納付す

るものとする。ただし、遊漁者が中学生以下の場合は、無料とし、又肢体不自由者の時はエ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

ア魚種	イ漁具、漁法	ウ期間	エ遊漁料
あゆ・ こい・ふな・ はや	投網	1日	1,100円
		1年	9,000円
	たも網	1日	400円
		1年	3,500円
あゆ	竿釣	1日	800円
		1年	7,000円
こい	竿釣	1日	600円
		1年	4,500円
はや・ふな・ うなぎ	竿釣・手釣 竹籠	1日	400円
		1年	3,500円
かに	手釣	1日	3,500円
	籠	1年	3,500円から5,500円まで

- 2 篠を用いたかにの遊漁については年券とし、基本料金3,500円(籠1個)で籠1個を増すごとに500円を加え、最高を5,500円(籠5個)とする。
- 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 山陽小野田市不動寺原 厚狭川漁業協同組合事務所

事務局山田 電話番号 0836-72-1072

(2) 山陽小野田地区(旧山陽町)

ア) 山陽小野田市千町四区 ほかり理容所 電話番号 0836-72-0643

(3) 美祢地区(旧美祢市)

ア) 美祢市大嶺町東分341-3 美祢市農林課 電話番号 0837-52-1115

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。  
石東川口と対岸を結んだ線から下流・厚狭新橋までの区域
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附則 この規則は、知事の認可のあった日から施行する。